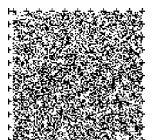
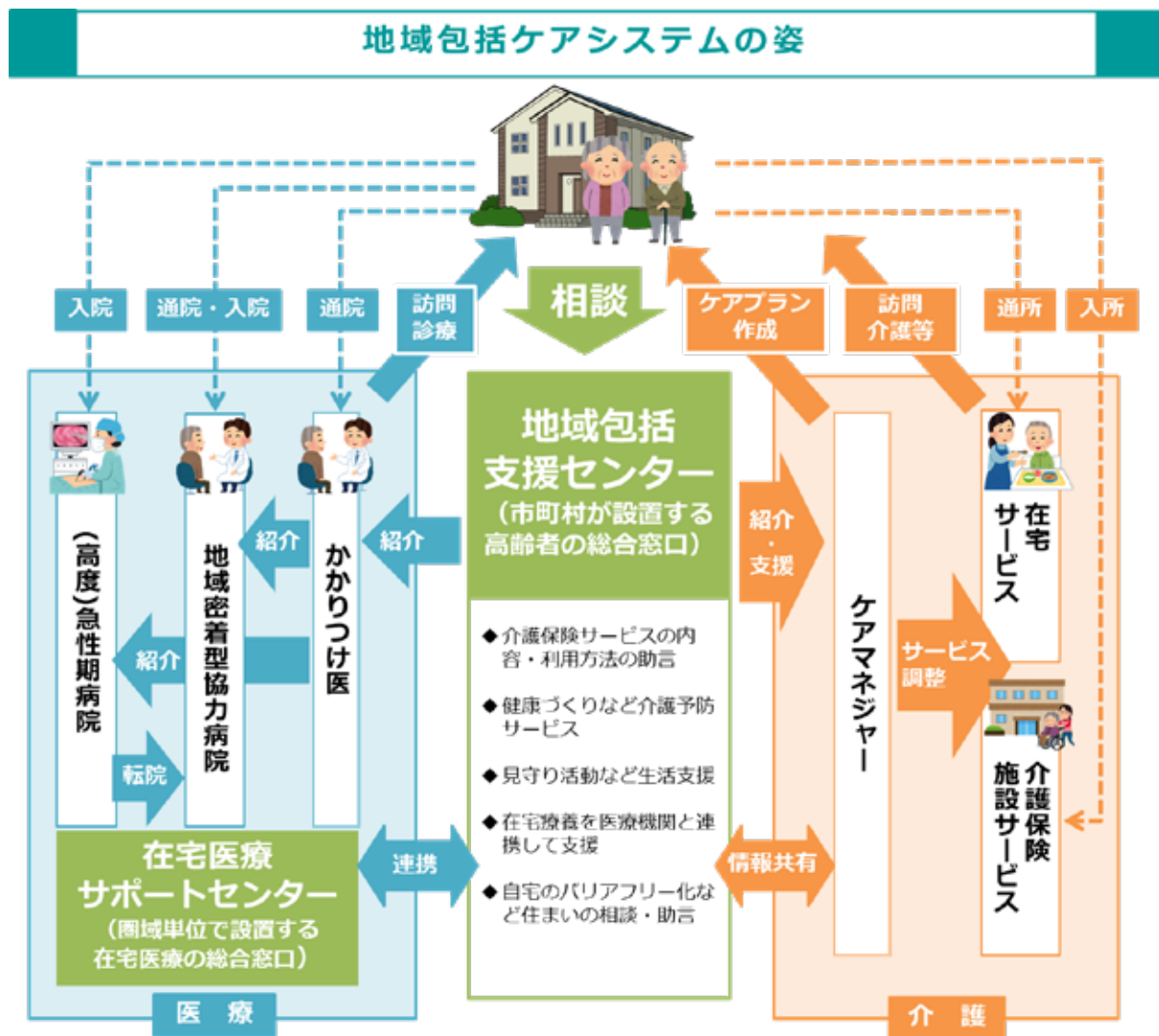


第6章 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取り組み

- 保健・医療・介護(福祉)サービスは、それぞれの制度に基づいて提供されていますが、県民にとっては一連のサービスです。近年、高齢化の進行や疾病構造の変化、県民ニーズの多様化等により、保健・医療・介護(福祉)の各分野において機能を発揮するだけでなく、それぞれの分野が連携を図り、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制として、地域包括ケアシステムを整備することが求められています。
- 本計画では、乳幼児から高齢期までの人生各段階に特有の課題に対応した、健康づくりや各疾病への対策の構築に取り組むとともに、疾病予防・重症化防止から治療、介護に至るまで多様なサービスが切れ目なく一貫して提供される医療連携体制の構築を目指すものです。

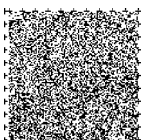


1. 地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携

- 本県では、75歳以上の高齢者の人口が2030（平成42）年頃にピークを迎えると予想される中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができる社会を実現することが重要です。
- そのためには、医療と介護サービスとが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していく必要があります。
- 医療分野では、入院から在宅医療に至るまで一連のサービスが切れ目無く提供されるよう、地域医療の人材確保等に取り組むとともに、「病床機能の分化・連携」を推進し、効率的で質の高い医療提供体制の構築を行います。また、各保健医療圏域における在宅医療の総合窓口である在宅医療サポートセンターを中心に、関係機関による地域の特性を踏まえた24時間サポート体制を構築し、在宅医療提供体制の充実を図っていきます。
- 一方、介護分野においては、介護が必要となる全ての方々を、市町村が設置する「地域包括支援センター」が把握するとともに、それらの方々が施設サービスや在宅介護サービス及び生活支援サービスを漏れなく享受できるような仕組みを推進していく必要があります。
- 限られた医療資源・介護資源を効率的に活用し、これらの取り組みを行うことにより、和歌山県の地域の実情に合った地域包括ケアシステムを推進するとともに、その円滑な運営が求められるところです。

2. 介護予防

- 高齢者が、できる限り住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、研究機関との協働により開発した高齢者運動推進介護予防プログラムのノウハウを提供、普及促進に引き続き取り組むとともに、指導的立場となる人材を養成するなど、市町村が実施する健康づくりや介護予防の取り組みを支援します。また、健康づくり・重症化防止や介護予防の取り組みは、継続していくことが重要です。高齢者の自主的な取り組みや地域リーダーによる取り組みを支援し、より多くの高齢者の参加を促進します。
- 加齢に伴う筋力の低下や運動器機能障害を改善し、体力の低下を防止することは、介護予防には大変重要となります。また、高齢者自身や家族の理解と行動が大切であり、これらの知識の普及啓発や地域の状況に応じた取り組みを推進していきます。



- 加えて、「いきいき百歳体操」などのように、指導者や特別な器具を必要とせず、虚弱な高齢者など誰でも簡単に少人数から取り組み、住民主体で準備や運営を行う体操など、運動する高齢者のすそ野を広げるような市町村の多様な取り組みを支援していきます。
- 地域支援事業の中で提供される訪問型サービス、通所型サービスについて、多様なサービスの担い手養成におけるテキスト等の作成と活用を通じて、地域の実情に応じたサービスの創設や充実に向けた市町村の取り組みを支援していきます。

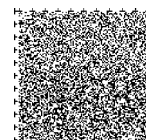
3. リハビリテーション

- 高齢者ができるだけ長く健康で自立した生活を送るために、介護予防から急性期・回復期・維持期まで連続したリハビリテーションの提供が必要です。
- 高齢者それぞれの状況に応じ適切なリハビリテーションを提供できるよう、地域包括支援センターでの専門職の活用などを支援します。
- 地域リハビリテーション^{*1}を推進するため、中核となる県リハビリテーション支援センターとして和歌山県立医科大学附属病院を指定するほか、全ての医療圏（老人福祉圏域と合致）で下記の医療機関を地域リハビリテーション広域支援センターとして指定し、地域の実情に応じたリハビリテーションの提供体制の整備、充実を図ります。

〔 地域リハビリテーション広域支援センターの状況 〕

| 医療圏 | 施設名 |
|-----|----------------------|
| 和歌山 | 琴の浦リハビリテーションセンター附属病院 |
| 那賀 | 名手病院、貴志川リハビリテーション病院 |
| 橋本 | 紀和病院 |
| 有田 | 済生会有田病院 |
| 御坊 | 北出病院 |
| 田辺 | 白浜はまゆう病院 |
| 新宮 | 那智勝浦町立温泉病院 |

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



用語の説明

※1 地域リハビリテーション

障害を持つ人々や高齢者が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う全ての活動をいう。

